

第 35 回 北海道障がい者水泳大会開催要綱

1 目 的

身体障がい者と知的障がい者が水泳競技を通じて、正しいマナーやルールを学ぶと共に、健康の維持増進、機能回復等を図り、交流を深めることにより、社会参加意欲の向上を図ることを目的とする。

2 主 催

公益財団法人 北海道障がい者スポーツ協会

一般財団法人 北海道水泳連盟

3 競技主管

札幌水泳協会

4 特別後援

社会福祉法人 北海道共同募金会



5 日 時

2024年9月8日(日)

受 付 8時30分～9時00分

公式練習 9時00分～9時30分

競技開始 9時45分

競技終了 11時00分(予定)



6 会 場

札幌市平岸プール

(札幌市豊平区平岸5条14丁目1-1 TEL:011-832-7529/FAX:832-7562)

※地下鉄南北線「南平岸駅」下車徒歩7分

7 参加資格

道内在住の身体障害者手帳、療育手帳を所持する2024年4月1日現在13歳以上の者とする。

8 障がい区分

身体障がい、知的障がい、年齢を下記のとおり区分する。

・身体障がい者

(39歳以下を1部、40歳以上を2部とする。)

・知的障がい者

(19歳以下を少年組、20歳以上～35歳以下を青年組、36歳以上を壮年組とする。)

9 参加種目

(1) 個人種目は1名につき2種目までとする。

(2) リレーは行わない。

10 競技方法

「2024年度公益財団法人日本水泳連盟競泳競技規則」並びに「2024年度全国障害者スポーツ大会競技規則」に準じて行う。

11 表彰

参加した種目の記録証を発行する。(順位の決定はしない。)

記録証は受付場所で発行し、授与はしないので選手は各自持参する。

12 申込み方法

別紙申込書に必要事項を記入のうえ下記へ申し込むこと。

EメールまたはFAXで申し込む際には、必ず受信確認の連絡をお願い致します。

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センター

公益財団法人 北海道障がい者スポーツ協会 事務局次長 小林

TEL 011-261-6970/FAX 011-261-6201

tanto-2@do-syospo.or.jp

13 申込み受付期間及び期限

参加申込書の受付については下記の期間とする。

※早期申込みによる書類紛失等を避けるため期間は厳守すること。

2024年7月16日(火)～8月16日(金)

14 参加料

- (1) 参加料は、選手1名につき1,500円(昼食は含みません)とし、付添者・応援者からは徴収しない。
- (2) 昼食については希望者のみとし、1個700円で斡旋する。
- (3) 付添者・応援者の昼食希望についても、1個700円で斡旋する。
- (4) 参加料及び昼食代(希望者のみ)については、参加申込と同時に下記へ振込むものとする。(振込手数料は参加者負担)
- (5) お振込後の返金には応じることは出来ませんので予めご承知ください。

口座番号02700-3-39752(郵便振替)

公益財団法人 北海道障がい者スポーツ協会

15 健康・安全管理

- (1) 大会前及び大会当日
 - ①大会参加に当たっては、事前に医師の診断を受けるなど、自己の責任において健康及び安全に十分留意すること。
 - ②以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。
 - ・体調が良くない場合(例:発熱・咳・喉の痛みなどの症状がある場合)
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去5日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- (2) マスクの着用
会場内でのマスク着用は任意とするが、競技中以外は出来る限りマスクを着用し、大きな声で応援や会話するような行為は避けること。
プール内でマスクを使用する場合は、外したマスクが濡れないよう、ジッパー付きのビニール袋等を持参すること。

16 その他

- ・本大会の記録成績をもって、翌2025年度に開催される全国障害者スポーツ大会に派遣する北海道選手団水泳競技の選手(札幌市以外)を選考する。
- ・館内での写真及びビデオ撮影は、プライバシー保護のため禁止とし、特段の理由がある場合や、報道等の撮影希望者は事前に受付へ申し出ること。
- ・選手は健康保険証を持参すること。
- ・外靴を入れる袋を持参すること。(館内での配布はしない)
- ・ロッカーの使用料は50円により小銭の用意をすること。
- ・競技以外の介助者は、参加者個人による対応とすること。
- ・プール内での車椅子使用については、プール用の常設台数が限られているので、原則

として各自用意とするが、特段の理由で貸出しを希望する場合は車椅子利用者のみとする。歩行可能な選手については待機場所としてベンチを設営する。

- ・車椅子利用者による2F観客席への移動については、大会関係者へ申し出ること。
(スロープ及びエレベーター等が無いため)

